

令和6年6月6日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の2件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示課 松浦、挽地

TEL : 03-3507-9220 (直通)

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
2	個別評価型病者用食品	経口補水液 ジー オーエス(G-OS)	五洲薬品株式会社	8230001000927	本品は次の方の水分・電解質の補給・維持に適しています。 1. 軽度から中等度の熱中症、脱水状態 2. 感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態	第2024002号
3	えん下困難者用食品	アイソカル ゼリー もっとハイカロリー	ネスレ日本株式会社	4140001033865	本品は、誤嚥防止を目的としたえん下困難者に適した食品です。	第2024003号